

インド競争法について



世界的に見て、競争市場は、消費者が最も競争力のある価格で広範なサービスを利用できるようにするための最良な手段であると認識されています。競争法は、適切な規制により市場の不完全性を取り除くことによって、競争市場における健全な競争を促進し、維持することを目的としています。本FAQでは、インドにおいて競争を規制し、競争を促進するための主な法律と実務について扱っています。

1. 競争市場とは？

同一または類似の商品を販売する企業間において、商品やサービスの純粋な良し悪しのみで競争が行われるビジネス環境のことをいいます。

2. 非競争市場とは？

特定の企業が特別な扱いを受け、競争から守られているビジネス環境のことをいいます。

3. インドにおける、市場競争の促進及び持続に関連する法律は？

インドでは、1969年独占・制限的取引慣行法（MRTP）が市場権力の濫用を抑制するための最初の法律でしたが、2002年競争法に取って代わられました。当該法律は、インド全域に適用されます。

4. インド競争委員会（CCI）とは？

法の下設立された、規定に関しての執行責任を負う準司法機関です。

5. インド競争法における重要分野は？

インド競争法は、反競争的協定の禁止、優越的地位の濫用禁止、特定の企業結合、競争擁護、の4分野に焦点が当てられています。

6. 法律上の「協定」とは？

「協定」には、当事者間で締結されたあらゆる取り決めや理解（それが書面または実行されているか否にかかわらず）、協調的行動が含まれます。



7. 反競争的協定とは？

反競争的協定とは、インドにおける競争環境に著しい悪影響を及ぼす協定をいいます。このような協定は法律上禁止されており、無効となります。反競争的協定には、一般に以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- (i) 生産又は供給を制限する協定
- (ii) 市場を割り当てる協定
- (iii) 価格を固定する協定
- (iv) 談合または共同入札
- (v) 条件付き売買（提携協定）
- (vi) 独占的な供給/流通協定
- (vii) 再販価格維持
- (viii) 取引拒否



8. カルテルとは？

企業の独占形態の一つであり、同種の生産にしたがう企業が企業の独立性を保ちながら連合することをいいます。自由競争をさげ、市場を独占して価格を維持し、利益の増進を図ることを意図します。カルテルは反競争的であり、消費者の経済的利益を侵害することから、法律上禁止されており、無効となります。

9. 「優越的」地位とは？

企業が競争力に左右されることなく、競合他社や消費者、市場に対して有利に働くことができる状態のことです。

10. 優越的地位の濫用とは？

優越的地位の濫用は、企業間の公正な競争を阻害し、消費者から搾取を行うものです。優越的地位の濫用には、以下のようなものがあります。

- (i) 不当な条件や価格の押し付け
- (ii) 生産・市場・技術開発の制限
- (iii) 市場への参入障壁の構築や市場へのアクセスそのものの拒否
- (iv) 類似取引に対する異なる条件の適用



(v) 優越的地位を利用した他市場への参入

11. 企業の優越的地位の濫用に関する判断の際、CCIはどのような要因を考慮しますか？

CCIは以下のような要因について考慮の上、判断します（これに限ったものではありません）。

- (i) 市場構造、関連企業の規模及びシェア
- (ii) 関連企業及び競合他社の規模及びリソース
- (iii) 地位が任意の法令によるものであるかどうか、政府関連会社または公共部門の事業であるかどうか等
- (iv) 競合他社と比較した際のアドバンテージ
- (v) 社会的義務及び社会的コスト
- (vi) 規制上の障壁、金融リスク、資本コストの多寡、マーケティング上の障壁、技術上の障壁、規模の経済、消費者にとって代替可能な商品やサービスのコストが高いかどうか等の各種参入障壁

12. どのような場合に、CCIは反競争的協定や優越的地位の濫用についての調査を開始することができますか？

CCIは、以下のような場合に、反競争的協定や優越的地位の濫用について調査を開始することができます。

- (i) CCIが保有する情報や知識に基づいて、調査実行を判断した場合
- (ii) 関連情報の提供を受けた場合
- (iii) 中央政府、州政府又は法定当局からの照会を受けた場合

13. 反競争的協定や優越的地位の濫用に関する情報提供を行うことができるのは？

CCIへの情報提供は、消費者、消費者団体、業界団体を含む誰でもが可能です。

14. 調査開始後の流れは？

調査開始後、CCIが問題発生の可能性があるかと判断した場合、法の下選任される事務局長（DG）に調査を指示し、その結果がCCIに報告されることとなります。

15. 事務局長からの調査報告書受領後の流れは？

CCIは、調査報告書の受領後、関係者および法定当局に調査報告書を共有し、意見を求めます。意見の内容を考慮した上で、調査報告書の正式な受領、更なる調査要求、CCI自らが調査を実行するか否かについて判断します。また、関係者全員の意見を聴取し、対象の事案が反競争的協定に該当するか否か、優越的地位の濫用に該当するか否か、その両方に該当するか否か、について判断し、適切な命令を下します。

16. 反競争的協定や優越的地位の濫用があった場合、CCI はどのような命令を出すことができますか？

反競争的協定や優越的地位の濫用を継続することを禁じる暫定的な命令を出すことができます。反競争的協定や優越的地位の濫用があった場合、CCIはそのような企業に対して、過去3年間の平均売上高の10%までの罰金を課すことができます。カルテルが行われている場合、カルテルのメンバーに対して、カルテルが行われている各年

の売上高の3倍まで、もしくは売上高の10%までの、いずれか高い方の罰金を課すことができます。

調査後、CCIは、関連企業に対して反競争的契約の破棄、再契約の締結、優越的地位の濫用禁止の指示が可能です。契約内容の修正についての指示も可能です。

CCIは、企業の優越的地位の濫用防止のため、場合によっては企業の分割を指示することもできます。

17. 企業結合とは？

企業結合とは、企業の合併や買収、すなわち、企業の支配権、株式、議決権、資産等を、他企業やグループが取得することを意味します。適正な企業結合であれば、ビジネスの効率化につながり、その分の経済価値を顧客へと還元することができます。一方で、適正ではない企業結合の場合、企業競争力を大幅に低下させ、顧客への値上げを余儀なくされる状況に陥る可能性があります。

18. 企業結合に関連する規制は？

資産や売上基準に該当する企業結合について、CCIへの通知提出が義務付けられています。通知提出義務を果た

さない企業結合の当事者に対しては、CCIは独自でアクションを起こす権限を持っています。

20. デ・ミニミス免除とは？

特定の企業結合に対して、強制通知及び CCIによる承認を免除するものです。対象企業の資産が35億ルピー以下もしくは売上高100億ルピー以下である場合に、適用可能です。

21. 提出前の事前相談とは？

CCIに通知を提出しようとする企業であって、疑問点や不明点等がある場合には、CCIに対して事前に相談することが奨励されています。ただし、通知提出前の時点におけるアドバイスには、拘束力はありません。また、必ずしもCCIの見解を反映しているものとは限りません。

22. CCIが企業結合の届出に関して判断を実施するまでのタイムラインは？

CCIが企業結合の届出通知についての決定を下すまでに、210日の期限が設けられています。210日が経過してもCCIの決定が下されなければ、承認されたものとみなされます。

23. 企業結合に関する調査は、どのような手順で行われますか？

CCIは、届出の受領から30日以内に、その企業結合がインドにおける競争環境に重大な悪影響を及ぼす可能性があるかどうかについての意見を述べなければなりません。悪影響を及ぼす可能性がある場合、CCIは、その旨の通知書を企業結合当事者に発行します。当事者からの回答を検討した上で、CCIは企業結合についての詳細を公表し、一般の人々や、企業結合によって影響を受ける可能性のある利害関係者からの意見を募ることができます。それら意見を踏まえ、CCIは以下のいずれかについての判断を下します。

(i) 競争環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがない場合、企業結合を承認する



- (ii) 競争環境への悪影響が著しい場合、改善するための修正を加えた上で、企業結合を承認する
- (iii) 修正では対応できないような競争環境への悪影響が発生する可能性が高い場合、企業結合を承認しない

24. 企業結合承認のための、グリーン・チャンネル制度とは？

グリーン・チャンネルは、特定の企業結合についてCCIが自動的に承認するための制度です。グリーン・チャンネル制度の適用が可能な企業は、CCIへの通知提出の承認を受けた日に、承認されたものとみなされます。

25. グリーン・チャンネル制度の適格性基準は？

グリーン・チャンネルを利用するためには、以下の条件を満たす必要があります。

- (i) 水平的重複（類似または代替製品・サービスを生産していないこと）
- (ii) 垂直的重複（生産チェーンの異なる段階やレベルの活動に従事していないこと）
- (iii) 相補的重複（製品・サービスを組み合わせて使用することで、価値が高まること）。

さらに、企業結合における当事者とそのグループ企業間だけでなく、それらの当事者が直接または間接的に株式を保有している可能性のある企業や支配権を有する可能性のある企業についても、確認しなければなりません。

26. 競業禁止条項とは？

競業禁止条項（NCC）とは、契約当事者の一方または両方が、特定の方法で他方の当事者と競合することを防止する契約条項のことです。買収事業の価値向上及び関連市場での競争に関するベンダーからの保護を確保する趣旨で設定されます。

27. インド競争法におけるNCCに関連した規定内容は？

企業結合の当事者は、NCCに関する情報をCCIに提供することが求められています。CCIは、NCC条項について検討する際、一般的には、製品・市場・適用期間から、条項が反競争的であるか否かについての判断を行います。

28. 競争擁護とは？

競争擁護とは、経済活動の競争環境を促進するために行われる活動のことです。インド競争法においては、CCIが競争促進のための擁護活動を行うことを義務付けています。



29. 競争を促進し、競争法への認知を高めるための取り組み内容は？

CCIは、中央政府、州政府と共に、以下のような様々な取り組みを行っています。

- (i) 国内・州レベルのワークショップやセミナーの開催
- (ii) 特別講演会の開催
- (iii) 競争擁護や意識向上のための論文の出版や研究の発表
- (iv) 利害関係者向けのキャパシティ・ビルディング
- (v) 競争関連のセクター別・規制上の影響評価、委員会による市場調査・研究プロジェクトの実施
- (vi) 記者会見及びプレスリリースの実施



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。